

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
①現金給付の適正化の推進			
<p>・現金給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。</p> <p>・審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断し、事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。</p> <p>・傷病手当金と障害年金の併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理の徹底を行う。</p>	<p>・重点審査に該当した申請書については医療費適正化プロジェクトにて事後調査の要否をチェック</p> <p>・プロジェクトチーム会議を踏まえた事業所立ち入り調査の実施(1件)</p> <p>・事務処理手順書に基づき処理、進捗管理を実施。本部提供データ年間190件→返納金債権調定100件</p>	(設定無)	(設定無)
②柔道整復施術療養費の照会業務の強化			
<p>・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じ厚生局への情報提供を行う。</p> <p>・加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレット等を同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p>	<p>・照会基準を2部位かつ10日以上へ拡大した患者照会の実施に加え、「部位ころがし」疑いの申請書データに基づく照会を実施 照会件数:年度累計 3,512件</p> <p>・加入者への適正受診に向けた啓発並びに施術者のけん制効果もあり、請求件数は対前年度比1,904件減(▲1.5%)</p>	<p>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>	<p>平成29年度:1.17% 平成30年度:1.13%</p>

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
③サービス水準の向上			
<ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応する。 ・現金給付の申請受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10日間)を徹底する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から電話・窓口での問い合わせや各種研修会において、郵送による申請を勧奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査結果の傾向を踏まえた職員研修の実施 ・傷病手当金等34件の支払い遅延(11営業日支払)が発生(5月)。→再発防止策の検討、管理者の進捗管理の徹底 ・申請書ダウンロードの案内も併せて研修会、広報誌での案内実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・(設定無) ・サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ・現金給付等の申請に係る郵送化率を87.0%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(設定無) 99.7% 88.4%
④限度額適用認定証の利用促進			
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の医療機関窓口での負担軽減を図るため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関と連携し、加入者の入院時に限度額適用認定申請書を配布していただくよう医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、セミナー等での広報実施及び医療機関への申請書設置を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83.0%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 82.2%(H31.12月末現在)

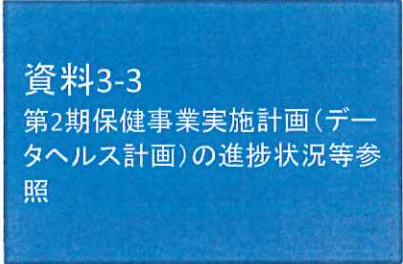
1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
⑤被扶養者資格の再確認の徹底			
<p>・日本年金機構と連携し、高齢者医療費に係る拠出金の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図るために、効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。また、被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。</p>	<p>・期限までの未提出事業所に対して文書勧奨実施 対象事業所数:8,513 確認リスト提出件数(3月末時点):7,559</p>	<p>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87.0%以上とする。</p>	<p>86.6% ※H30.11.16受付分までの提出件数にて集計完了(確定値)</p>
⑥効果的なレセプト点検の実施			
<p>・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した内容点検の推進及び社会保険診療報酬支払基金との連携・協議による効果・効率的な内容点検を実施する。また、外部委託の活用により委託業者との点検ノウハウ等の情報共有を実施し、点検効果額向上を図る。さらに、内容点検にかかる研修や勉強会を定期的に行い、点検員の点検技術の向上を図る。</p> <p>・レセプト請求前資格確認及び資格点検システムを最大限活用し、適正かつ効率的な資格点検を実施する。</p> <p>・受診者に対する「負傷原因の照会」及び「第三者の行為による傷病届」の回答・届出を促進し、外傷点検効果額向上を図ることにより健康保険の適正な給付を推進する。</p>	<p>・勉強会等で点検のノウハウの共有を図るとともに、他支部の査定事例などの検証を行うなどシステムを活用した点検の実施</p> <p>・支払基金による審査結果に納得がいかない案件について、支払基金との協議を毎月実施</p> <p>・点検員の点検スキルの底上げを図るため、毎月点検員全員で勉強会を実施。また、外部講師を活用した研修を行うことで、さらなる点検スキルの底上げを図る</p> <p>・平成30年1月に作成した手順書に基づく、資格点検等事務処理の標準化</p> <p>・支部横断メンバーによる医療費適正化プロジェクトメンバーで「第三者の行為による傷病届」の文書勧奨後の未提出者に対し電話督促を実施</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。 (※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額</p>	<p>平成29年度:0.314% 平成30年度:0.291%</p>

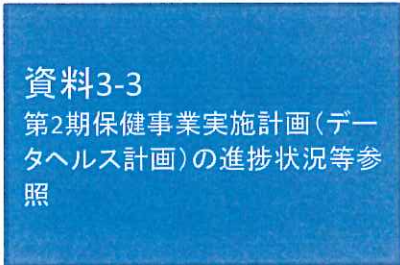
1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び各種債権の回収業務の推進			
<p>・保険証未回収者に対する返納催告を日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に確実に実施する。また、当催告後の未返納者に対しては、1ヵ月以内に文書または電話による再催告を実施する。</p> <p>・発生した債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告により早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、国保保険者との保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。</p>	<p>・強制被保険者への催告 初回文書催告:2,019件 再催告:802件 電話催告:204件</p> <p>・任意継続被保険者への催告 初回文書催告:670件 再催告:345件 電話催告:95件</p> <p>・法的手続:46件 保険者間調整清算済額(30年度発生分) :7,352,209円</p> <p>・支部横断メンバーによる医療費適正化プロジェクトメンバーで、文書催告対象者のうち、納付期限経過後に納付の確認が取れない債務者に対して、電話催告及び戸別訪問を実施</p>	<p>・日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を94.0%以上とする。</p> <p>・返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>・医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p>	<p>92.7%</p> <p>平成29年度:61.0% 平成30年度:54.9%</p> <p>平成29年度:0.048% 平成30年度:0.039%</p>
⑧オンライン資格確認の利用率向上			
<p>・導入機関の利用率向上に向けて他支部の好事例等情報収集を行い実施機関へ展開する。</p>	<p>・利用率の低い、または確認できない導入機関があったため、ヒアリングを行った結果、今後も見込まれないためUSBを回収</p>	<p>現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする。</p>	<p>100% 国のオンライン資格確認の導入までの間の取り組みとして、利用率の向上を継続していく。</p>

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施< I、II、III> 上位目標:人工透析の新規導入者の割合を平成28年度(14.9%)から減少させる。			
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上			
特定健診受診率目標(全体)55.1%(受診対象者数:146,077人、実施見込者数:80,500人) ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:112,117人) ・生活習慣病予防健診 実施率 58.0%(実施見込者数:65,000人) ・事業者健診データ 取得率 6.2%(取得見込者数:7,000人) ○被扶養者(受診対象者数:33,960人) ・特定健康診査 実施率 25.0%(実施見込者数:8,500人) ○健診の受診勧奨対策 ・健診推進経費を活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 ・健診機関、外部委託業者を活用した事業者健診結果データ取得の取り組み ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ・オプション健診を取り入れた支部独自の集団健診の実施 ・大型商業施設等での特定健診の実施 ・市町の特定健診会場へ対象者を誘導する広報の実施		・生活習慣病予防健診実施率 58.0% ・事業者健診データ取得率 6.2% ・特定健康診査実施率 25.0%	・生活習慣病予防健診実施率 60.3%(3月末現在) ・事業者健診データ取得率 7.1%(3月末現在) ・特定健診審査実施率 22.4%(3月末現在)

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応			
特定保健指導実施率目標(全体)19.0%(対象者数:15,042人、実施見込者数:2,860人) ○被保険者(対象者数:14,328人) ・特定保健指導 実施率19.7%(実施見込者数:2,820人) (内訳)協会保健師実施分 14.7%(実施見込者数:2,100人) アウトソーシング分 5.0%(実施見込者数:720人) ○被扶養者(対象者数:714人) ・特定保健指導 実施率 5.6%(実施見込者数:40人) ○保健指導の受診勧奨対策 ・特定保健指導の運用見直しを活用した健診当日の初回面談の実施拡大 ・ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ・外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ ・トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化 ・事業所訪問等による事業所への保健指導受け入れ勧奨		・特定保健指導実施率 19.0%	・特定保健指導実施率 20.4%(3月末現在)

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
iii) 重症化予防対策の推進			
<p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,400人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師等の知見を活用した糖尿病等の未治療者への受診勧奨を実施 <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施 <p>○事業主への受診勧奨への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、労働局、産業保健総合支援センターと連携し、事業主からの未受診者勧奨を促進 	<p>資料3-3 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の進捗状況等参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 11.8%

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
iv) 健康経営(コラボヘルス)の推進			
<p>○関係団体や地元メディアと連携して健康経営に取り組む機運を高め、健康宣言実施事業所数の更なる拡大を図る。</p> <p>○健康経営の実践を効率的に推進するために、関係団体と連携し宣言事業所のフォローアップ強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営の普及に関する協力事業者6社と覚書締結 46社→141社へ拡大 ・佐賀県商工会議所連合会、東京海上日動火災保険株式会社佐賀中央支社との三者協定締結(12月) ・協力事業者等の主催する研修会へ協会けんぽから講師派遣(計10回) ・県主催のイベントに健康経営をテーマとした講演実施を働き掛け(協会職員及び宣言事業所の講演を実施) 		

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進< I、II、III >			
<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀支部の医療費と保険料率の状況をインセンティブ制度導入の周知と併せて発信し、健診受診等の必要性を訴えていく。 ・全国平均と比べ医療費の割合が高い疾病予防のための研修を健康保険委員向けに実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度の仕組み、指標の紹介、取り組み依頼事項を事業所向け広報誌へ複数回掲載実施。事業所担当者向け事務説明会、健康保険委員向け研修にて職員が説明 ・佐賀支部の一人当たり医療費、保険料負担の推移(他支部との差)を示し、かかりつけ医への適正受診等の啓発を実施(新聞広告、3月) ・労働局、県等と共催で「心の健康づくりフォーラム」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動における加入者理解率の平均: 40.0%(35.9%(前年度全国)) ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合: 53.3%
③ ジェネリック医薬品の使用促進< I、III >			
<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックカルテを活用した医療機関、薬局へのアプローチを引き続き実施する。 ・佐賀支部の取組を参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体へ積極的に発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱数量の多い医療機関へ訪問実施(3機関、6月期) ・前年度実施した医療機関向けアンケート結果をHPへ公表及び関係機関へ配布 ・佐賀市社会福祉協議会と連携し、佐賀市福祉大会でジェネリック医薬品や薬管理法等のセミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を76.5%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合: 80.2%(11月)(調剤) (佐賀支部: 元年度 80.8%) 2020年9月のラストスパート対策として、調剤薬局に具体的な医薬品の置き換えについての提案する支部独自の取り組みを行う。

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】			
I 医療等の質や効率性の向上			
II 加入者の健康度を高めること			
III 医療費等の適正化			
具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
④ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ< I >			
<ul style="list-style-type: none"> 本部から提供された各種データ・ツール等を活用し、地域差の要因について佐賀県の関係部署等と共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療圏毎の地域医療構想調整会議へ参画、意見発信(2/5地域) 残りの医療圏について、保険者協議会へ対し参画枠拡大要請 	<ul style="list-style-type: none"> 他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を80.0%以上とする 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率:40.0% 医療圏毎の地域医療構想調整会議において意見発信実施

3. 組織・運営体制関係

具体的施策等	主な取り組み	KPI目標値	KPI(速報値)
①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置			
・標準人員に基づく人員配置を実施し、更なる業務の効率化を推し進めていく。	・現金給付等の業務についてマニュアル、手順書に基づく処理の徹底 ・業務部門における、業務量や優先度に応じた柔軟な処理体制を構築するための幹部を交えた進捗会議の実施	(設定無)	(設定無)
②コンプライアンスの徹底			
・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。	・コンプライアンス委員会の開催(3回)、コンプライアンス通信の発行(職員全員回覧) ・事務処理誤りの再発防止に向け、全職員へ対し統一的処理ルールの順守・徹底の周知 *事務処理誤り発生件数:誤送付4件、未処理1件(前年度0件)	(設定無)	(設定無)
③リスク管理			
・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。	・情報セキュリティ研修実施(全職員) ・標的型メール訓練(本部実施)受講	(設定無)	(設定無)
④OJTを中心とした人材育成			
・OJTを中心としつつ、集合研修や自己啓発等効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	・新規採用職員のOJT実施(2名:4~9月、11~1月) ・通信教育受講推奨	(設定無)	(設定無)
⑤インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
・他支部との比較を通じて佐賀支部業績向上を図る。	・インセンティブ制度、支部業績評価実績の分析、対応策の検討	(設定無)	(設定無)
⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等			
・調達における競争性を高めるため、公告後の業者への声掛け等を引続き実施する。	・仕様書を交付するも入札に参加しなかった事業者へ対して理由のヒアリングを実施。(1社応札:0件)	(設定無)	(設定無)

平成30年度事業計画にかかるKPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

2019.5.17現在

具体的施策	KPI	実績値	目標値	速報値
		29年度	30年度	30年度
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.314%	前年度以上	0.291%
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.17%	前年度以下	1.13%
⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94%以上とする	93.5%	94.0%	92.7%
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	61.0%	前年度以上	54.9%
	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	0.048%	前年度以下	0.039%
⑥ サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする	100.0%	100.0%	99.7%
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を87%以上とする	86.7%	87.0%	88.4%
⑦ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83%以上とする	82.2%	83.0%	82.2%
⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87%以上とする	85.2%	87.0%	86.6%
⑨ オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする	50.0%	50.0%	100.0%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	実績値	目標値	速報値
		29年度	30年度	30年度
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を58%以上とする	57.4%	58.0%	60.3%
	② 事業者健診データ取得率を6.2%以上とする	6.4%	6.2%	7.1%
	③ 被扶養者の特定健診受診率を25%以上とする	23.9%	25.0%	22.4%
② ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を19.7%以上とする	18.8%	19.7%	20.4%
② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする	9.7%	11.1%	11.8%
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする	35.9% (全国の実績値)	前年度以上	40.0%
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする	51.5%	51.8%	53.3%
④ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を※76.5%以上とする	77.1%	76.5%	80.2%
⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を80%以上とする	40.0%	80.0%	40.0%
	② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	—	実施	実施

※調剤レセプトについて集計

3. 組織・運営体制関係

具体的施策	KPI	実績値	目標値	速報値
		29年度	30年度	30年度
⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	※平成30年度はKPIなし (平成31年度KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、前年度以下とする。)	—	—	0.0%

平成 31 年度 事業計画（佐賀支部）

佐賀支部の基本方針として、加入者の利益実現に資するため、特に医療費適正化に直結する施策を重点的に取り組む	
分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>① 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底する。 傷病手当金と労災の休業補償給付との適正な併給調整を行うために、「事務手順書」に基づく事務処理を徹底する。 <p>② 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効率的な点検の実施及び社会保険診療報酬支払基金との連携・協議による効果的な点検を実施する。また、専門業者を活用した支部研修や勉強会を定期的の実施し、点検員の点検スキルの向上を図る。 ■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ佐賀支部の医療費総額 無資格受診における医療機関照会を行い、レセプトの返戻または医療費の返還請求を確実に実施する。 受診者に対する「負傷原因の照会」及び「第三者行為による傷病届」の届出を促進し、加害者や損保会社に対する損害賠償金請求及び労災による返納金請求を確実に実施する。 <p>③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位かつ頻回の申請（原則、施術箇所が3部位以上、かつ施術日数が月15日以上）について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、回答の結果、請求内容が疑わしい案件については、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じて厚生局への情報提供を行う。 加入者に対する文書照会時に制度の仕組みを解説したリーフレット等を同封するとともに、機関誌を活用した広報等によ

り、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・保険証回収強化については、下記の取り組みにより実施する。
 - (1) 保険証未回収者に対し、文書による返納催告を日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に確実に実施する。
 - (2) 当催告後の未返納者に対して、外部委託による電話催告を実施することで保険証の早期回収を図る。
 - (3) 電話催告後、なお残る未返納者に対して、職員による文書または電話による催告を継続して実施する。
- ・発生した債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告により早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、国保保険者との保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。

- K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 ヶ月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする。
 - ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
 - ③医療給付額総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

⑥ サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。

- K P I : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
 - ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の医療機関窓口での負担軽減及び利便性を図るため、下記の取り組みにより限度額適用認定証の利用促進を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。 (2) 高額療養費の申請勸奨（支部対応分のみ）の際にリーフレットを同封し制度の普及拡大を図る。 (3) 地域の医療機関や市町村と連携し、窓口申請書を配置することで利用環境の拡大を図る。 ■ K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする ⑧ 被扶養者資格の再確認の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への文書・電話勸奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 ■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする ⑨ オンライン資格確認の利用率向上 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き他支部の好事例等情報収集を行い導入機関の利用率向上に取り組む。 ■ K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 100%とする
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <hr/> <p>① ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供< I、II、III ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位：健康宣言事業所（被保険者数が概ね 10 人以上）に対して、「事業所健康度診断シート（事業所カルテ）」等の見える化ツールを提供する。 <p>② データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、II、III ></p> <p>上位目標：人工透析の新規導入者の割合を平成 28 年度（14.9%）から減少させる。</p>

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：116,663人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 61.0%（受診見込者数：71,164人）
 - ・事業者健診データ 取得率 6.6%（取得見込者数：7,700人）

- 被扶養者（受診対象者数：33,802人）
 - ・特定健康診査 受診率 25.9%（受診見込者数：8,755人）

- 健診の受診勧奨対策
 - ・健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨
 - ・外部委託による事業者健診結果データ取得の取り組み強化
 - ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨
 - ・オプション健診を取り入れた支部独自の集団学習の実施
 - ・大型商業施設などでの特定健診の実施
 - ・市町の特定健診会場へ対象者を誘導する広報の実施
- K P I : ① 生活習慣病予防健診受診率を 61.0%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 6.6%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.9%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- 被保険者（特定保健指導対象者数：15,931人）
 - ・特定保健指導 実施率 22.0%（実施見込者数：3,505人）
 - （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：2,230人）
 - アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数：1,275人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：753人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 6.5%（実施見込者数：49人）

- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大
 - ・ ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進
 - ・ 外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ
 - ・ トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化
 - ・ 特定保健指導委託機関に対するインセンティブ制度の導入
 - ・ 特定保健指導受け入れ拒否事業所への委託事業における受診勧奨業務
 - ・ 運動に対する意識（問診項目等）によって対象者をセグメント化し、セグメント毎のアプローチ方法を実施・検証する。（佐賀大学、佐賀県庁とのコラボ）
 - KPI：特定保健指導の実施率を 21.3%以上とする

- iii) 重症化予防対策の推進
 - 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,300人
 - ・ 保健師等専門職及び関係機関等の知見を活用し、より効果的な未治療者への受診勧奨を実施する。
 - ・ 早期かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。
 - ・ 事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のため、県労働局等関係団体と連携した取組みを実施する。
 - KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

 - 糖尿病性腎症重症化予防事業
 - ・ 佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組みを実施する。

- iv) コラボヘルスの推進
 - 健康宣言後のフォロー体制等の検討・構築

- ・健康宣言後のフォロー体制等を確立するため、組織横断的なプロジェクトを編成することによって、量（健康宣言事業所数）の拡大と併せて、質の向上を目指す施策をプロジェクト内で検討し、支部全体で実施する。
- ・自治体や関係団体、地元メディアと連携して健康経営に取り組む機運を高め、健康経営の普及促進に引き続き取り組む。

v) その他

- データヘルス計画に関するアドバイザーを選任し、専門的な見地からご助言をいただく。
- 『健康づくり推進協議会（仮称）』の設置も併せて検討する。

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞

- ・加入者の受診行動と医療費との関係性やインセンティブ制度の周知と併せて意見発信することで加入者の受診行動の変容を促す。そのために、属性に応じた広報を行うなど、最も効果がある方法で効率的かつ効果的に広報を行い、加入者の理解度を促進させる。
- ・全国平均と比べ医療費の割合が高いため、疾病予防や健康づくりのための研修を健康保険委員向けに実施する。

- K P I : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ②全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.3%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進＜Ⅰ、Ⅲ＞

- ・ジェネリック医薬品使用割合の目標を達成するため、県内の調剤薬局に対して具体的な医薬品の置き換えについての提案等を個別に行い、更なる使用促進を図る。
- ・参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体に対し、ジェネリックカルテ等の活用や支部の独自取り組み等の発信を積極的に行う。

- K P I : 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を 80.8%以上とする

⑤ 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信＜Ⅰ＞

- i) 意見発信のための体制の確保

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、被用者保険の参画枠を拡大させる。引き続き、県や保険者協議会に対して参画を拡大するための要請を行う。 ii) 医療費データ等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・本部から提供される医療費構成表及び協会版SCR等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について把握する。 iii) 外部への発信と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ ii) で得られた結果について県の関係部署等へ発信する。また、医療費の地域間格差の要因等について加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ K P I : ①他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤的保険者機能について業務の効率化・簡素化を進めることにより生産性を向上させ、戦略的保険者機能の強化を図る。 <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、委員会の開催及び職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>③ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。 <p>④ O J T を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・O J T を中心としつつ、研修や自己啓発等を効果的に組み合わせることで、職員のスキル向上を図り、組織基盤の底上げを行う。

⑤ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営

- ・ 他支部との比較を通じて佐賀支部の業績向上を図る。

⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、公告後の業者への声掛け等を引き続き実施する。

■ K P I : 一般競争入札に占める一社応札案件の割合について、対前年度以下とする。